

横須賀市地域防災計画（地震災害対策計画編） 資料編

1-1 帰宅困難者一時滞在施設

一時滞在施設名		想定する主な対象駅
北体育会館	夏島町 2	追浜駅、京急田浦駅
総合体育会館	不入斗町 1-2	横須賀中央駅、衣笠駅
神奈川歯科大学体育館	稲岡町 82	横須賀中央駅、横須賀駅
県立保健福祉大学体育館	平成町 1-10-1	横須賀中央駅、県立大学駅
南体育会館	久里浜 6-14-1	京急久里浜駅、久里浜駅
株横須賀テレコムリサーチ パーク・YRPホール	光の丘 3-4	YRP野比駅
ザ・タワー横須賀中央	大滝町 2-6	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
メルキュールホテル横須賀	本町 3-27	汐入駅、横須賀駅
関東財務局横須賀出張所 横須賀地方合同庁舎	新港町 1-8	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
東京九州フェリー株式会社 フェリーターミナル	新港町 1-12	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
はまゆう会館	衣笠栄町 1-47	衣笠駅
ドルフィン	林 2-8-3	林バス停
夢球殿	衣笠栄町 2-65-80	衣笠駅
PIA 横須賀中央店	若松町 2-4-1 横須 賀中央駅前ビル	横須賀中央駅
アビバ横須賀中央店	若松町 1-14	横須賀中央駅
アビバ三春町店	三春町 1-7-3	堀ノ内駅
アフエスタ三春町店	三春町 4-1	堀ノ内駅
横須賀マリーン 馬堀マリーン	大津町 1-22-8	堀ノ内駅・京急大津駅
アビバ北久里浜アネックス	根岸町 3-4-11	北久里浜駅
アビバアネックススクエア	根岸町 3-4-6	
ニューリッチランド	佐原 5-1-1	京急久里浜駅

### 1-2 津波発生時の優先開設一時滞在施設

一時滞在施設名		想定する主な対象駅
総合体育会館	不入斗町 1-2	横須賀中央駅、衣笠駅
(株)横須賀テレコムリサーチ パーク・YRPホール	光の丘 3-4	YRP野比駅
はまゆう会館	衣笠栄町 1-47	衣笠駅
夢球殿	衣笠栄町 2-65-80	衣笠駅
アビバ北久里浜アネックス	根岸町 3-4-11	北久里浜駅
アビバアネックススクエア	根岸町 3-4-6	
ニューリッチランド	佐原 5-1-1	京急久里浜駅

### 1-3 県の指定する等の広域応援活動拠点

施設名	所在地	活用機関
うみかぜ公園	平成町 3-23	消防・警察活動拠点
佐原 2 丁目公園	佐原 2-2-10	
海上自衛隊横須賀地方総監部 ※	西逸見町 1 丁目	自衛隊活動拠点  (※には、ヘリポート併設)
陸上自衛隊武山駐屯地 ※	御幸浜 1-1	
陸上自衛隊久里浜駐屯地	久比里 2-1	
防衛大学校 ※	走水 1-10-20	

### 1-4 津波発生時に活用する広域応援活動拠点

施設名	所在地	活用機関
佐原 2 丁目公園	佐原 2-2-10	消防・警察活動拠点
防衛大学校 ※	走水 1-10-20	自衛隊活動拠点 (※には、ヘリポート併設)

1-5 災害時における医療活動場所

種別	機能概要	設置場所
地域医療 救護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設</li> <li>○トリアージ</li> <li>○熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急医療センター</li> <li>○ウェルシティ市民プラザ</li> <li>○武山市民プラザ</li> <li>○横須賀総合高校</li> <li>○北図書館</li> <li>○文化会館</li> <li>○はまゆう会館</li> <li>○浦賀コミュニティセンター(分館)</li> <li>○長井コミュニティセンター</li> <li>○北下浦市民プラザ</li> <li>○大楠中学校</li> </ul>
応急 二次病院	被災者のうち、重傷者(妊婦を含む)を収容して、応急二次医療救護を実施する(災害拠点病院を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○湘南病院</li> <li>○自衛隊横須賀病院</li> <li>○聖ヨゼフ病院</li> <li>○横須賀市立総合医療センター</li> <li>○衣笠病院</li> <li>○よこすか浦賀病院</li> <li>○久里浜医療センター</li> </ul>
災害拠点 病院 (県指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救命医療を行うための高度診療</li> <li>○被災地からの重症傷病者の受入れ</li> <li>○傷病者の広域後方搬送への対応</li> <li>○医療救護班の派遣</li> <li>○地域医療機関への応急用医療資機材の貸出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横須賀共済病院</li> <li>○横須賀市立市民病院</li> </ul>

※地域医療救護所の設置場所については変更を検討中

1-6 遺体安置所

No.	施設名称	所在地	震災後の利用する時期					
			3日 間	7日 間	14日 間	21日 間	28日 間	以降 継続
1	総合体育会館(メインアリーナ)	不入斗町1-2						
2	北体育会館	夏島町2						
3	南体育会館	久里浜6-14-1						
4	西体育会館	長坂1-2-3						

開設については、総合体育会館から開設するものとし、津波災害や地域の被害状況に応じて、北・南・西体育館を開設するものとする。

1-7 津波浸水エリアにある公共施設等の避難対策について

震災時避難所一覧

震災時避難所名称	住所	在校中の津波避難対策	津波浸水深
追浜中学校	夏島町 12	垂直避難	1m以上2m未満 ※1
夏島小学校	浦郷町 4-35	垂直避難	0.3m以上1m未満 ※1
浦郷小学校	追浜東町 2-14		
追浜小学校	鷹取 2-16-1		
鷹取中学校	湘南鷹取 2-30-1		
鷹取小学校	湘南鷹取 4-7-1		
田浦中学校	船越町 7-66	垂直避難	入口2m以上3m未満 ※2
船越小学校	船越町 5-34	垂直避難	0.3m以上1m未満 ※2
田浦小学校	田浦町 3-55		
長浦小学校	安針台 3-1		
逸見小学校	西逸見町 1-14		
沢山小学校	東逸見町 3-35		
常葉中学校	小川町 18	4階以上へ避難または高台避難	2m以上3m未満 ※1
諏訪小学校	小川町 18	4階以上へ避難または高台避難	2m以上3m未満 ※1
田戸小学校	米が浜通 2-12	高台避難	2m以上3m未満 ※1
汐入小学校	汐入町 2-53	垂直避難	0.3m以上1m未満 ※2
桜小学校	坂本町 1-19		
不入斗中学校	坂本町 1-19		
坂本中学校	坂本町 1-19		
豊島小学校	上町 3-21		
鶴久保小学校	不入斗町 1-1		
山崎小学校	三春町 6-4		
池上小学校	池上 3-5-1		
池上中学校	池上 3-5-1		
城北小学校	平作 1-6-1		
衣笠中学校	平作 2-31-1		
衣笠小学校	小矢部 2-16-1		
公郷小学校	公郷町 4-5		
公郷中学校	公郷町 5-81		
森崎小学校	森崎 3-13-1		
大矢部中学校	森崎 5-14-2		
大矢部小学校	大矢部 3-26-1		
大津小学校	大津町 3-24-1		
大津中学校	大津町 5-2-1		
根岸小学校	大津町 5-5-1		
馬堀小学校	馬堀町 4-10-1		
馬堀中学校	馬堀町 4-10-2		
望洋小学校	桜が丘 1-50-1		
大塚台小学校	池田町 3-1-1		
走水小学校	走水 2-2-2	垂直避難	入口2m以上3m未満 ※2
小原台小学校	小原台 3-1		
鴨居小学校	鴨居 3-1-6		
鴨居中学校	鴨居 3-2-2	垂直避難	1m以上2m未満 ※1
浦賀小学校	浦賀 3-8-1	高台避難	5m以上10m未満 ※1
浦賀中学校	浦賀 3-26-1		
高坂小学校	西浦賀 3-1-1		
久里浜中学校	久里浜 2-11-1	垂直避難	0.3m以上1m未満 ※1
久里浜小学校	久里浜 6-6-1	高台避難	3m以上4m未満 ※1
明浜小学校	久里浜 6-7-1	高台避難	3m以上4m未満 ※1
神明小学校	神明町 407	垂直避難もしくは高台避難	0.3m以上1m未満 ※2
神明中学校	神明町 903		

震災時避難所名称	住所	在校中の津波避難対策	津波浸水深
岩戸小学校	岩戸 5-20-1		
岩戸中学校	岩戸 5-6-3		
粟田小学校	ハイランド 2-41-1		
野比小学校	野比 1-25-1		
野比中学校	野比 4-4-1		
野比東小学校	野比 4-6-1		
長沢中学校	長沢 5-1-1		
北下浦小学校	長沢 1-29-1		
北下浦中学校	長沢 1-30-17		
津久井小学校	津久井 5-2-1		
大楠小学校	芦名 1-29-18	垂直避難	0.3m以上 1m未満 ※2
大楠中学校	芦名 1-2-1		
荻野小学校	荻野 8-1	垂直避難	1m以上 2m未満 ※2
武山小学校	太田和 3-1-1		
富士見小学校	武 3-19-1		
武山中学校	武 3-31-1		
長井小学校	長井 5-9-1		
長井中学校	長井 5-12-1		

※津波浸水深の表記はeかなマップの津波浸水深マップデータによる。

※1 建物津波浸水想定区域内のため、津波警報及び大津波警報が発令されたときは開設しない。

※2 建物津波浸水想定外であるが敷地の一部が浸水エリアであるため、津波警報及び大津波警報発令時には一時開設を見合わせ、警報解除後に避難所を開設する。

津波災害時に市民の避難誘導を実施する施設一覧

所 属	施設名	所在地	建物構造	階数(地上/地下)	津波浸水深	津波避難行動
総務部	本庁舎1号館	小川町11	RC構造	10/3	2m以上3m未満	垂直避難
	本庁舎分館	日の出町1-1	RC構造	6/1	2m以上3m未満	垂直避難
文化スポーツ 観光部	横須賀芸術劇場	本町3-27	RC構造	20/3	2m以上3m未満	垂直避難
	北体育会館	夏島町2	RC構造	4/0	1m以上2m未満	垂直避難
	南体育会館	久里浜6-14-1	RC構造	2/0	2m以上3m未満	高台避難または隣接の4階以上の強固な建物へ避難
	西体育会館	長坂1-2-3	RC構造	2/0	4m以上5m未満	高台避難または隣接の6階以上の強固な建物へ避難
福祉こども部	すくすくかん	小川町20	RC構造	5/1	2m以上3m未満	垂直避難
	総合福祉会館	本町2-1	RC構造	8/1	0.3m以上1m未満	垂直避難
地域支援部	追浜行政センター	夏島町9	RC構造	5/1	0m以上0.3m未満	垂直避難
	田浦行政センター	船越町6-77	RC構造	5/1	2m以上3m未満	垂直避難
	逸見行政センター	東逸見町2-29	RC構造	4/1	0.3m以上1m未満	垂直避難
	浦賀行政センター	浦賀5-1-2	RC構造	4/1	5m以上10m未満	高台避難
	久里浜行政センター	久里浜6-14-2	RC構造	4/0	2m以上3m未満	垂直避難
	北下浦行政センター	長沢2-7-7	RC構造	4/1	4m以上5m未満	高台避難
	西行政センター	長坂1-2-2	RC構造	4/1	4m以上5m未満	高台避難または隣接の6階以上の強固な建物へ避難
	安浦コミュニティセンター	安浦町2-33	RC構造	2/0	3m以上4m未満	高台避難または隣接の6階以上の強固な建物へ避難
	鴨居コミュニティセンター	鴨居3-11-12	RC構造	1/0	2m以上3m未満	高台避難
	北下浦コミュニティセンター分館	長沢2-6-40	RC構造	3/1	1m以上2m未満	垂直避難
健康部	ウェルシティ市民プラザ	西逸見町1-38-11	RC構造	6/2 ※市管理部分	1m以上2m未満	垂直避難
	救急医療センター	新港町1-11	RC構造	2/0	2m以上3m未満	垂直避難
	市民病院	長坂1-3-2	RC構造	7/1	4m以上5m未満	垂直避難
こども家庭支援センター	はぐくみかん	小川町16	RC構造	5/1	2m以上3m未満	垂直避難

所 属	施設名	所在地	建物構造	階数(地上/地下)	津波浸水深	津波避難行動
経済部	産業交流プラザ	本町 3-27	RC構造	20/3	2m 以上 3m 未満	垂直避難
	勤労福祉会館	日の出町 1-5	RC構造	6/1	2m 以上 3m 未満	垂直避難
教育委員会	北図書館	夏島町 12	RC構造	3/0	0.3m以上 1m 未満	垂直避難
	南図書館	久里浜 6-14-3	RC構造	3/0	2m 以上 3m 未満	高台避難または隣接の4階以上の強固な建物へ避難
	教育研究所	久里浜 6-14-3	RC構造	3/0	2m 以上 3m 未満	
	横須賀総合高校	久里浜 6-1-1	RC構造	3/0	2m 以上 3m 未満	

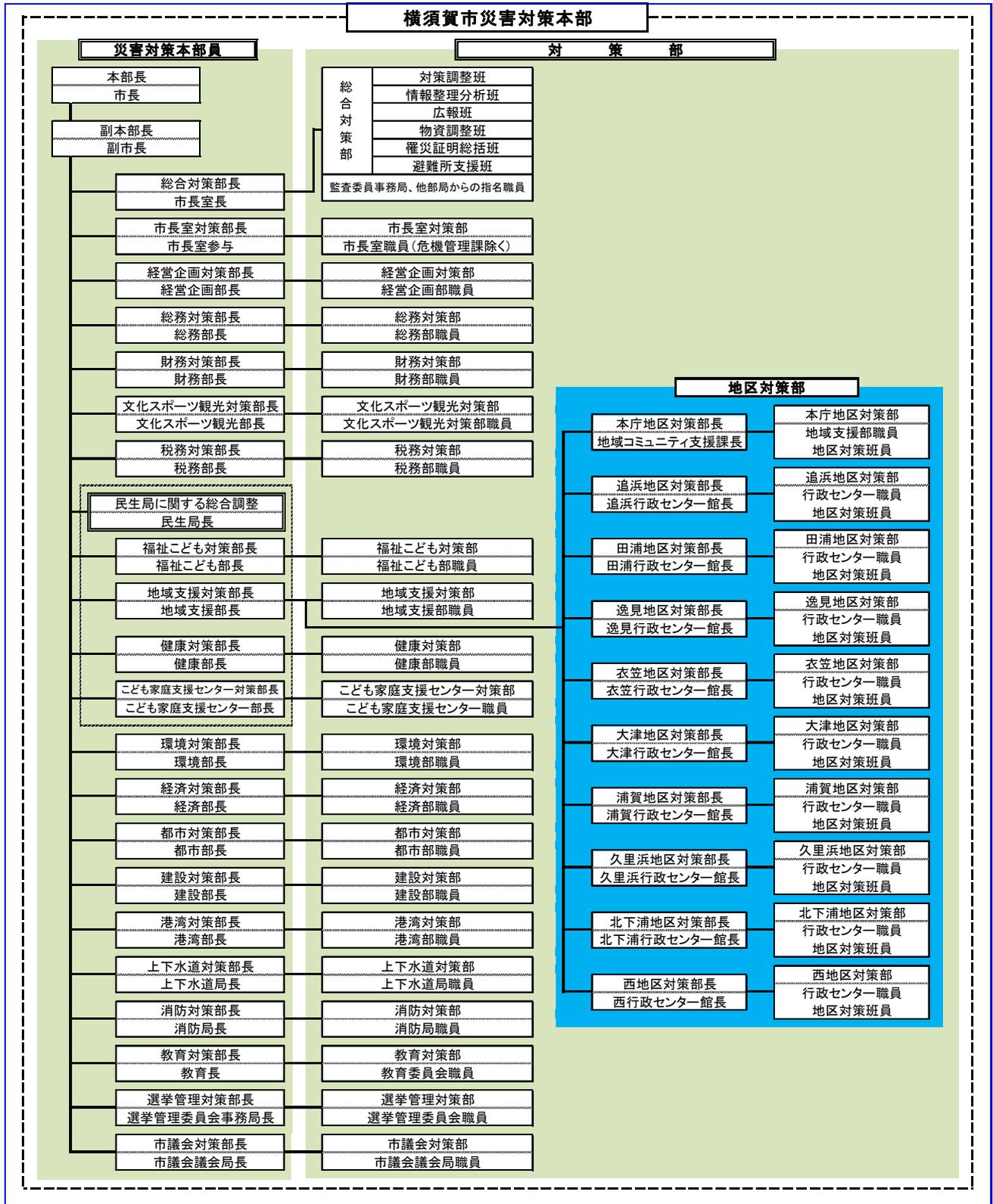
※津波浸水深の表記はeかなマップの津波浸水深マップデータによる。

※行政センターについてはコミュニティセンターを含む

※(参考)救急医療センター 屋上床高さ 8.17m

1-8 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の構成



※各部に配置されている保健師にあたっては、健康対策部に集約配置する。

## 2 機動的、流動的な災害対策横断チームの編成

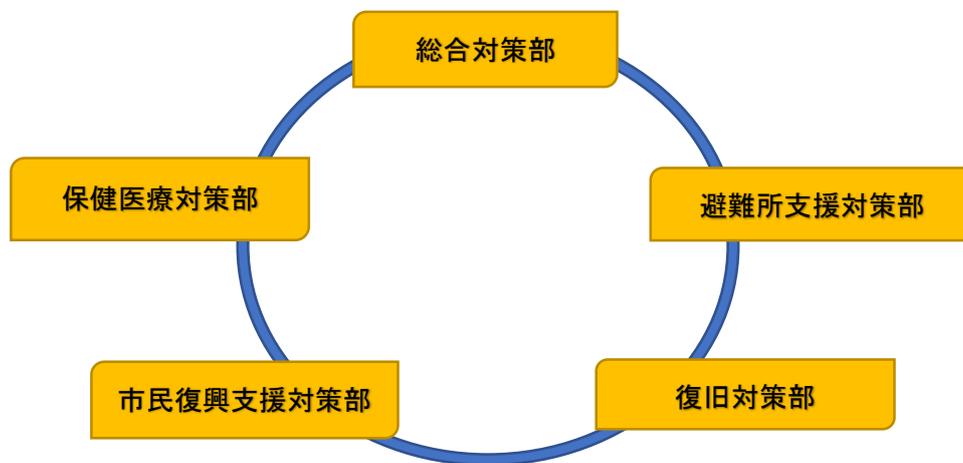
大震災発災時において、市長の定める期間について、各対策部の横断的組織を設置し、総合対策にあたるものとします。

## 3 横断的なプロジェクトチームの連携イメージ

災害時に発生する課題に迅速・確実に実施するため、市長の決心を円滑に行うための横断的な情報共有チームを設置します。

なお、プロジェクトチームの対策場所は正庁を活用し、各対策部からリエゾンを各チームに派遣し、部局の対策をまたがる横断的な対策を推進し、総合的な情報連携体制を構築します。

本館5階正庁に各対策部から情報連絡員を招集し、横断的な対策チームを設置します。



1-9 災害対策本部の業務概要

災害対策本部設置時の各対策部の業務概要

対策部名		業務概要
総合対策部	対策調整班	本部の運営に関すること
		本部長の指示、命令等の伝達に関すること
		県及び関係機関との連絡調整に関すること
		自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関すること
		災害救助法に基づく事務に係る手続きに関すること
		各対策部等との連絡調整に関すること
		他の公共団体職員の応援要請に関すること
	情報調整分析班	市民からの通報に関すること
		被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関すること
	広報班	災害時における広報に関すること
		各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関すること
		報道機関との連絡に関すること
	物資調整班	物資等の調達・調整及び供給に関すること
		物資等の輸送に関し総務対策部との連携・調整に関すること
	罹災証明 総括班	被害の認定等の総合調整に関すること
		罹災証明の発行手続き等の総合調整に関すること
		義援金に関すること
	避難所支援班	避難施設の開設に関すること
		避難所運営の支援に関すること
		避難者の支援に関すること
	市長室対策部	米海軍との連携に関すること
外国人避難者の支援に関すること		
その他、事務分掌規則に定める市長室（危機管理課を除く。）の業務に関連する災害対応に関すること		
経営企画対策部	震災復興基本指針に関すること	
	震災復興基本計画に関すること	
	庁内のネットワークおよびシステム復旧（稼働状況確認、ベンダーとの連絡調整）に関すること	
	その他、事務分掌規則に定める経営企画部の業務（広報課を除く）に関連する災害対応に関すること	

対策部名	業務概要
総務対策部	本庁舎等の被害把握及び機能維持に関すること
	公用自動車の管理及び運用に関すること
	施設の電気使用制限に関すること
	災害時に職員の被災状況に関すること
	災害時の勤務職員の後方支援（食糧・飲料水等）に関すること
	現金の確保と準備に関すること
	指定金融機関との連絡調整に関すること
	義援金に関すること
	その他、事務分掌規則に定める総務部の業務に関連する災害対応に関すること
財務対策部	財務部所管の普通財産の被害状況の情報収集・把握及び安全措置計画に関すること
	財務部所管の普通財産の危険箇所の確認・応急措置の実施に関すること
	ミーズ設計との防災協定をもとにした公共施設の被害調査に関すること
	災害時の契約業務の指導に関すること
	災害救助費の清算に関すること
	激甚災害の財政援助に関すること
	応急・復旧・復興業にかかる財政需要見込額の算定と見直しに関すること
	災害時の財源確保対策に関すること
	その他、事務分掌規則に定める財務部の業務に関連する災害対応に関すること
文化スポーツ観光対策部	所管施設の安全点検・被害箇所の把握
	商店街共同施設等の状況の把握
	美術品等に関すること
	その他、事務分掌規則に定める文化スポーツ観光部の業務に関連する災害対応に関する こと
税務対策部	被害家屋調査（罹災証明調査）及び集計に関すること
	被災者の支援（税の減免等）に関すること
	その他、事務分掌規則に定める税務部の業務に関連する災害対応に関すること
福祉こども対策部	福祉避難所（2次及び3次福祉避難所に限る。）に関すること
	社会福祉施設等との連絡調整に関すること
	遺体処理に関すること
	災害時ボランティアセンターに関すること
	1次福祉避難所における開設状況並びに避難状況の把握及び2次・3次福祉避難所への 避難調整に関すること
	災害関連死審査会に関すること
	その他、事務分掌規則に定める福祉こども部の業務に関連する災害対応に関すること

対策部名	業務概要
地域支援対策部	地区対策部との連絡調整に関すること
	被災者の支援手続き（罹災証明の交付等）に関すること
	避難所との連絡調整に関すること
	死亡届、火葬許可証に関すること
	その他、事務分掌規則に定める地域支援部の業務に関連する災害対応に関すること
健康対策部	災害医療体制に関すること
	災害時の医薬品及び医療資機材に関すること
	災害時の保健・防疫対策に関すること
	保健師等による災害時の健康支援に関すること
	災害時のペット救護対策に関すること
	火葬計画に関すること
	その他、事務分掌規則に定める健康部の業務に関連する災害対応に関すること
こども家庭支援センター対策部	児童一時保護所に関すること
	災害孤児の対策に関すること
	その他、事務分掌規則に定めるこども家庭支援センターの業務に関連する災害対応に関すること
環境対策部	災害・一般廃棄物に関すること
	災害廃棄物の仮置場に関すること
	し尿の処理・収集に関すること
	その他、事務分掌規則に定める環境部の業務に関連する災害対応に関すること
経済対策部	津波警報発令時の漁協組合との連絡調整に関すること
	農業漁業災害資金及び中小企業復興資金に関すること
	復興時の雇用対策に関すること
	産業復興支援に関すること
	融資・税の減免制度の周知に関すること
	事業再建の促進に関すること
	その他、事務分掌規則に定める経済部（広報課を除く）の業務に関連する災害対応に関すること

対策部名	業務概要
都市対策部	被災建築物応急危険度判定に関する事
	被災宅地危険度判定に関する事
	応急仮設住宅に関する事
	災害救助法適用の際の住宅の応急修理及び生活障害物の除去に関する事
	都市復興整備に関する事
	災害後の建築制限に関する事
	住宅再建に関する事
	その他、事務分掌規則に定める都市部の業務に関連する災害対応に関する事
建設対策部	市道の交通支障状況の把握に関する事
	市指定の緊急輸送道路等の応急復旧に関する事
	危険状態にある市道の交通規制実施の措置に関する事
	市道における障害物の除去に関する事
	その他、事務分掌規則に定める建設部の業務に関連する災害対応に関する事
港湾対策部	港湾区域内及び漁港区域内の施設の被災状況の把握に関する事
	港湾区域内及び漁港区域内の施設の応急対策に関する事
	その他、事務分掌規則に定める港湾部の業務に関連する災害対応に関する事
上下水道対策部	応急給水に関する事
	上水道施設の応急対策に関する事
	下水道施設の応急対策に関する事
	その他、上下水道局の事務分掌に関連する災害対応業務に関する事
消防対策部	消防・救助・救急活動に関する事
	緊急消防援助隊及び災害応援隊との連絡調整に関する事
	その他、消防局の事務分掌に関連する災害対応業務に関する事
教育対策部	児童・生徒の安全対策に関する事
	児童・生徒及び各施設の被害情報の収集に関する事
	県教育委員会との連絡調整に関する事
	学用品の支援及び授業料の減免等に関する事
	教育再開計画に関する事
	避難所支援班が行う避難対策への協力・支援に関する事
	指定文化財、収蔵品等に関する事
	その他、教育委員会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関する事
選挙管理対策部	選挙管理委員会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関する事
	※上記業務がない場合には総合対策部の応援業務に関する事
市議会対策部	市議会議員との情報連絡に関する事
	その他、市議会議会局の事務分掌に関連する災害対応業務に関する事

対策部名	業務概要
地区対策部	管轄地区の被害情報の収集に関する事
	被災者の支援窓口の設置に関する事
	り災証明書の交付に関する事
	行方不明者の届け出手続きに関する事
	地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関する事
	事務分掌規則に定める行政センターに関連する災害対応業務に関する事

注) 災害発生時は、上記に示した以外の業務や想定を超えた業務量が発生する可能性があり、災害状況や被害発生規模により応援職員が必要となった各対策部は、総合対策部に対し応援要請を行う。

総合対策部は応援要請に基づき、災害対策本部員会議で調整の上、災害対策本部長の指示により応援職員の派遣等や必要な措置を講ずるものとする。

横須賀市地域防災計画  
【用語集】



## あ行

---

一時避難地	地震発生後に、一時的に避難する場所。地域住民が安全を確認しあう場所であり、地域における応急活動の拠点となる場所のこと。
LGBTQ+	本計画では、性的マイノリティの呼称として認知度が高いとされる「LGBTQ+」を使用している。 L＝レズビアン（女性が好きな女性）、G＝ゲイ（男性が好きな男性）、B＝バイセクシュアル（男女どちらも好きになる人）、T＝トランスジェンダー（体の性と心の性に違和感がある人）、クエスチョニング（自分のセクシュアリティがわからない人、迷っている人）、ほかにもさまざまなセクシュアリティがあるため、「LGBTQ+」と言われている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social networking service) の略。
Lアラート（災害情報共有システム）	災害時の避難情報やライフライン状況等、公的な情報がテレビやラジオ等の多様なメディアを通じて一斉に迅速に提供されるシステム
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定すること。
応急対策	緊急に被害の発生を防ぎそれを最小限にとどめるための処置のこと

## か行

---

活断層	地質学的に最近の期間(数10万年～200万年)において、地震を繰返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。
活動細部計画	横須賀市地域防災計画に基づき、各対策部における防災対策の基本を示したもの
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のこと。 内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義と

	して、帰宅距離 10km 以内は全員「帰宅可能」、20km 以上は全員「帰宅困難」としている。
帰宅困難者一時滞在施設	大規模災害時に鉄道周辺において帰宅困難者が発生した場合に施設管理者や事業者と調整を図り、開設する施設のこと。
帰宅困難者支援ステーション	大地震が発生して公共交通機関が不通となったとき、徒歩で帰宅しようという人たちを支援する施設・店舗（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）をいう。帰宅困難者支援ステーションでは、水道水の提供（商品の飲料水等は基本的には有料）、トイレの使用、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で支援・協力する。
業務継続計画（BCP）	BCP「Business Continuity Plan」の略で被災時に企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、速やかに重要業務の継続を目的として作成する計画のことをいう。民間事業者の場合は「事業継続計画」、公共機関等の場合は「業務継続計画」と呼ばれる。
緊急速報メール	気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国や自治体が配信する災害・避難情報などを、携帯電話で受信できるサービス。 NTT ドコモが提供している「エリアメール」、KDDI とソフトバンク、楽天が提供している「緊急速報メール」がある。
緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限される。公安員会で確認を受けた緊急車両（警察、消防、自衛隊等の車両）及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両のことであり、優先して通行することができる。
緊急輸送道路	地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。
激甚災害の指定	災害対策基本法に規定する「著しく激甚である災害」が発生し、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に

---

必要とする場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年）を適用し指定すること。

激甚災害に指定されると、一般の災害復旧事業補助、災害復旧貸付等の支援措置に加えて、激甚災害法に基づく各種特例措置が適用される。

---

広域避難地

地震の発生を伴う大規模な延焼火災が発生した場合に、その熱や煙から住民の生命・身体を守るための空地のこと。

---

さ行

---

---

---

災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

---

災害拠点病院

後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院のこと。

---

災害対策基本法

昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を機に制定された法律（昭和 36 年公布）で、わが国の災害対策に関する基本法。防災行政に関する国と地方公共団体、および住民の責務を明記するほか、防災行政に関する組織、防災計画、災害予防、災害応急対策などを規定する。国に中央防災会議を、地方公共団体に地方防災会議を、また非常時の組織として国に非常災害対策本部、地方公共団体に災害対策本部を設置することもこの法律で規定している。

---

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施等を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの防災活動を担う組織のこと。

---

想定地震	<p>防災対策を講じるうえで想定する地震、またはその地震像のこと。</p> <p>中央防災会議は、ある区域で繰り返し発生する地震で、発生が資料等で相当程度確認されていて、今後100年間程度でその発生確率・切迫性が高い地震（活断層型地震、海溝型地震）があることが知られていることから、そのなかで発生すればマグニチュード(M) 7～8クラスの大規模地震となり、経済・社会情勢に大きな影響を与えることが懸念される地震をとくに「想定地震」と呼び、その発生メカニズムや地震像・影響（被害想定）などを検討して防災対策を講じる対象地震としてきた。そうした想定地震には、三浦半島断層群の地震(M7.0)、大正型関東地震(M8.2)、南海トラフ巨大地震(M9.0)などがある。</p>
------	---

## た行

地域医療救護所	<p>大規模災害発災後の主に急性期（発災～72時間）に、災害医療活動拠点として、開設する救護所のこと。</p> <p>病院が、重傷者の治療に専念できるように地域医療救護所では、軽・中度の外科的治療に対応する。</p>
地区防災計画	<p>災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のこと。</p>
道路啓開	<p>緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。</p>

## な行

南海トラフ地震	<p>駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発</p>
---------	---

---

生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。

---

## は行

---

---

復旧	被害や障害を修復して従前の状態や機能を回復すること。
福祉避難所	災害発生後に、障害者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮(身体的ケアやコミュニケーション支援等)を必要とする方々が滞在する施設のこと。
復興	単に従前の状況に復旧するのではなく、長期的展望に基づき、市街地構造や住宅形態、社会経済を含めた地域の総合的な構造を抜本的に見直し、新しい市街地や地域の創出を目指すこと。

---

## や行

---

---

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者のこと。
要配慮者利用施設	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が利用する施設。

---

## ら行

---

---

ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能の総称。
罹災証明書	災害に遭い、家屋の損壊などの被害を受けた場合に、り災の事実及び損壊の程度などを証明するものとして交付される書類。

---